

<p style="text-align: center;">教育庁生涯学習振興課実施 【⑦世界を渡った、ウチナーンチュ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の移民の背景、歴史、現況を深く知りたいと思ったから（なぜ移民が多く、現在も活躍をしているのか） ・文献で学んだ海外移民について、生の講座を受講したかったから ・沖縄の歴史を学ぶ、生涯学習の一環として受講 	<p style="text-align: center;">教育庁生涯学習振興課実施 【⑧沖縄の遺跡】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄の歴史に興味がある。考古学上からも知りたいと思ったから ・首里城の内を詳しく知りたかったから ・遺跡に関心があった。また、仕事上知識を深めたいと思ったから
<p style="text-align: center;">教育庁生涯学習振興課実施 【⑨インターネット社会とサイバー犯罪】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LINE等トラブル防止の為 ・今日的課題と評判の良い講師だったから ・犯罪に巻き込まれないための予防として 	

② 広域学習サービス講座

<p style="text-align: center;">中頭教育事務所実施 【地域限定通訳案内士入門講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域限定通訳案内士という資格に興味がある（現在資格取得に向けて勉強中） ・外国人観光客へ沖縄について説明できるようになりたい（観光に役立ちたい） ・英語学習を継続して、英語での活動範囲を増やしたい ・沖縄の歴史や文化の素晴らしさを外国人にも伝えたい ・無料講座だったから 	<p style="text-align: center;">宮古教育事務所実施 【四島マーイ～島を感じるフィールドトリップ～】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元(宮古、宮古島)のことを知りたい。 ・宮古、宮古島の歴史・風土について知りたい ・宮古、宮古島の自然に興味があった ・仕事柄、地元のことを説明できるようにしたい ・周囲の島について、案外知らないことが多いから
---	--

<p style="text-align: center;">八重山教育事務所実施 【誰にでもすぐできる楽しい薬膳料理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬草に興味があり、ハーブを利用した料理を学びたかった ・身体に良いと思い、ハーブについて知りたかった ・身近な薬草を使って、薬膳料理をすることに関心があったから ・自分自身の為はもちろん、自分のサークル活動の一環として受講した ・減量(ダイエット)のため 	<p style="text-align: center;">国頭教育事務所実施 【①親子で考える「子どもの食育と健康」～地域でつながるやんばるの「食」 ②読み聞かせ講座】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの食に興味があったから ・読み聞かせに興味があったから ・読み聞かせをする機会が多いので勉強になると思っ ・身近で取れる食材をどうやって調理していくのか、食材選びを押さない頃から身に付けてほしくて参加した ・子どもと学ぶきっかけづくり
<p style="text-align: center;">那覇教育事務所実施 【ゆいまーる心プロジェクト きずな PART4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトドアに興味を持った(家族だけでは心配なので) ・アウトドアをしたかったから(有意義な内容だった。技術を増やしたかった) ・講師福島さんの企画する(体験)講座だったので ・ボランティア活動をしたい 	<p style="text-align: center;">島尻教育事務所実施 【島尻は一つ「花でつながる地域づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花の植え方、育て方など、花についての知識を得るため。 ・花が好きだから ・花に興味があったから ・友人に誘われて ・以前にもこの講座を受講して楽しくて良かったから

(3) 今後学習したいこと

① 美ら島沖縄学講座

- ・組踊（有名な演目も鑑賞希望。組踊の歴史や動作など細かな点を学びたい）
- ・沖縄の信仰（ユタについて）
- ・沖縄の歴史全般、風俗や風習
- ・陸地に生息する危険生物の特徴。応急処置方法
- ・天気図の見かた。天候の予測方法。
- ・島に生息する薬草について
- ・琉球処分について。当時の人物を学びたい
- ・首里城を中心とした街道フィールドワーク
- ・星や天体について
- ・浦添・西原エリアで今回の講座から外れたエリアの郷土史
- ・ネット関連（動画の編集や集客を目的としたユーチューブの活用）
- ・語学（英会話や中国語）
- ・沖縄の自然環境

② 広域学習サービス講座

- ・沖縄の歴史・文化・経済等、沖縄について
- ・地域限定通訳案内士、英語ガイドの中級講座（実践や話せる英語を主体にした講座）
- ・沖縄県の振興に繋がる内容の講座（観光関連等）
- ・医療通訳の講座
- ・語学講座（英語・中国語）
- ・宮古の民俗(御嶽について、各地のクイチャー、サンバ胤について)
- ・宮古歴史、産業、方言
- ・伝統の食べ物(島料理)、自然、行事、工芸・・・
- ・最近の宮古の産業、農業などで新しいことに取り組んでいる人から話を聞きたい
- ・同じ内容で、更なるハーブや薬草を使用した料理
- ・島に伝わる昔ながらの料理、生活の知恵を学びたい
- ・健康講演会や自然観察等も取り入れて欲しい
- ・島の植物栽培について
- ・味噌作り、加工食品、伝統料理など
- ・親子でできる手作り体験(草木染め・キャンプ・自然体験・外遊びなど)
- ・人とのつき合い方(コミュニケーションなど)
- ・読書に関すること
- ・薬草や食草の効能
- ・野外活動(キャンプ)
- ・自然体験（海かめの産卵・マリン・カヌー体験）
- ・実践活動
- ・野外の技術力(救急活動、有毒動物の対応などについて スキルアップ)
- ・沖縄の産業視察の体験研修

平成27年度おきなわ県民カレッジ 連携講座数

機関名	番号	講座実施団体	前期	後期	年間	合計
(1) 国・県関係機関	1	・那覇地方法務局 石垣支局			0	243
	2	・沖縄県選挙管理委員会	1		1	
	3	・沖縄県男女共同参画管センター管理運営団体			0	
	4	・沖縄県民生活センター	6		6	
	5	・国立沖縄青少年交流の家		1	1	
	6	・県立名護青少年の家	30	16	46	
	7	・県立石川青少年の家	1		1	
	8	・県立糸満青少年の家	20	12	32	
	9	・県立玉城青少年の家		12	12	
	10	・県立図書館	6	6	12	
	11	・国立劇場おきなわ	3		3	
	12	・県立埋蔵文化財センター	2	1	3	
	13	・公財 沖縄県文化振興会	2	1	3	
	14	・県立博物館	36	18	54	
	15	・県立美術館	25	14	39	
	16	・文化の杜共同企業体	4	3	7	
	17	・沖縄県金融広報委員会			0	
	18	・沖縄県職業能力協会	9	9	18	
	19	・沖縄県介護実習・普及センター	3	2	5	
(2) 市町村関係機関	20	・那覇市保健所健康増進課	1	1	2	224
	21	・浦添市教育委員会	9	17	26	
	22	・浦添市中央図書館		3	3	
	23	・那覇市立首里公民館		3	3	
	24	・西原町中央公民館			0	
	25	・那覇市立中央公民館	9	6	15	
	26	・那覇市牧志駅前ほしぞら公民館	1	1	2	
	27	・那覇市立石嶺公民館	8	4	12	
	28	・那覇市立繁多川公民館			0	
	29	・那覇市立首里公民館	9	3	12	
	30	・那覇市立小祿南公民館	9	13	22	
	31	・小祿老人福祉センター(かりゆしうるく)	38	37	75	
	32	・那覇市立壺屋焼物博物館			0	
	33	・嘉手納町教育委員会社会教育課	3	9	12	
	34	・那覇市立中央図書館	1	4	5	
	35	・ちやたんニライセンター生涯学習プラザ	15	9	24	
	36	・糸満市立生涯学習支援センター	6	5	11	
(3) 高等教育機関・各種教育関係機関等	37	・沖縄県立芸術大学	5	8	13	109
	38	・沖縄国際大学	9	4	13	
	39	・琉球大学	54	14	68	
	40	・沖縄県かりゆし長寿大学校	9	6	15	
(4) 民間教育業者	41	・ウエル・カルチャースクール	202	204	406	675
	42	・沖縄文化健康センターペアーレ沖縄・タピック	135	134	269	
			671	580	1,251	1,251

おきなわ県民カレッジ開設要綱

平成17年3月11日知事決裁

(目的)

第1条 県民の多様化・高度化する学習ニーズに対応するため、県内の生涯学習関連機関が実施している講座等を総合的に体系化し、県民に生涯学習の機会を効果的に提供するとともに、学んだことを評価・活用する「おきなわ県民カレッジ」(以下「県民カレッジ」という。)を開設する。

(運営主体)

第2条 運営主体は、沖縄県教育委員会とする。

(講座の種別)

第3条 県民カレッジは、次の講座を開設する。

- (1) 主催講座
- (2) 連携講座
- 2 主催講座は、沖縄県教育委員会が主催する講座で広域学習サービス講座、学校開放講座及び美ら島沖縄学講座とする。
 - (1) 広域学習サービス講座は、各教育事務所単位で実施するものとする。
 - (2) 学校開放講座は高等学校(県立盲、ろう、特別支援学校の高等部を含む)、専修学校及び各種学校の施設、設備、人材を活用して実施するものとする。
 - (3) 美ら島沖縄学講座は沖縄県教育庁生涯学習振興課が企画する講座、講演、シンポジウム等とする。
- 3 連携講座は、国、県、市町村、高等教育機関、各種関係機関等が実施し、沖縄県教育委員会が認めるものとする。
- 4 講座の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(受講資格)

第4条 受講者は主として沖縄県内に居住する者とする。ただし、連携講座については第3条第3項の規定する機関が定める。

(学長等)

第5条 県民カレッジに学長及び副学長を置く。

- 2 学長は、知事をもって充てる。
- 3 副学長は、教育長をもって充てる。

(運営委員会)

第6条 県民カレッジの運営に関する重要な事項について、有識者の意見を聴取するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は10名以内をもって組織し、委員は学長が選任する。
- 3 運営委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第7条 県民カレッジの事務を処理するために事務局を沖縄県教育庁生涯学習振興課に置く。

- 2 事務局長は、沖縄県教育庁生涯学習振興課課長をもって充てる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民カレッジの運営に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

おきなわ県民カレッジ主催講座実施要項

平成17年 4月28日
教育長 決 裁

(目的)

第1条 おきなわ県民カレッジ開設要綱第3条第4項の規定に基づき、おきなわ県民カレッジ主催講座（以下「主催講座」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(実施機関)

第2条 主催講座の実施機関は、次のとおりとする。

- (1) 美ら島沖縄学講座は、おきなわ県民カレッジ事務局（沖縄県教育庁生涯学習振興課。以下「事務局」という。）が実施する。
- (2) 広域学習サービス講座は、各教育事務所が実施する。
- (3) 学校開放講座は、県立学校（県立盲、ろう、特別支援学校の高等部を含む）、専修学校及び各種学校が実施する。

(実施計画書等の提出)

第3条 実施を希望する機関は、おきなわ県民カレッジ主催講座実施計画書（様式1）とおきなわ県民カレッジ主催講座事業費見積書（様式2）を事務局に提出するものとする。

(実施機関の決定)

第4条 おきなわ県民カレッジ学長（沖縄県知事。以下「学長」という。）は、前条の実施計画書等の内容等を審査し、実施機関を決定する。

2 前項により、学長は決定の通知を行うとともに、必要に応じて委託業務契約を締結する。

(受講者)

第5条 受講者は、主として県内に居住する者とする。

(受講者の募集及び決定)

第6条 受講者の募集及び決定は、実施機関の長が行う。

(修了証の授与)

第7条 総時間の7割以上の出席者に修了証を授与することができる。

(講師)

第8条 講師は、学長が委嘱する。

2 学校開放講座の講師は、原則として実施機関である学校の教職員とする。ただし、学習の内容により外部講師を依頼することができる。

(経費の負担)

第9条 事業に必要な経費は、事務局が負担する。ただし、受講者に直接還元される教材費等は、受講者の負担とする。

- (1) 事務局は、教育事務所及び県立学校に対して、予算の範囲内で講座実施に必要な経費を令達するものとする。
- (2) 学長は私立高等学校、専修学校及び各種学校に対して、おきなわ県民カレッジ主催講座委託業務契約書に基づき必要な経費を支出するものとする。

(事業報告書)

第10条 実施機関は、おきなわ県民カレッジ主催講座事業実績報告書（様式3）、おきなわ県民カレッジ主催講座集計表（様式4）及びおきなわ県民カレッジ主催講座事業精算書（様式5）を講

座終了後30日以内に作成し、学長に提出しなければならない。

(受講者の責任)

第11条 講座の受講者は、受講に際し、実施機関の施設又は設備に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償するものとする。ただし、学長がやむを得ない理由があると認めた場合は、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(実施上の事務)

第12条 この講座の実施に関する事務は、事務局が処理する。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要項は、平成17年4月28日から施行する。
- 2 沖縄県広域学習サービス体制整備事業実施要綱（平成14年3月27日教育長決裁）、沖縄県広域学習サービス事業開設要項（平成10年7月30日教育長決裁）及び沖縄県学校開放講座実施要綱（平成6年6月1日教育長決裁）は、廃止する。
- 3 この要項は、平成20年4月1日から施行する。
- 4 この要項は、平成24年4月13日から施行する。